

平成 26 年度原子力災害避難対策検討部会（被ばく医療対策部会及び医療機関、社会福祉施設等の避難計画検討部会）の取組みについて

原子力災害避難対策検討会の下に設けられた被ばく医療対策部会及び医療機関、社会福祉施設等の避難計画検討部会における、平成 26 年度の取組み状況は次のとおり。

1 被ばく医療対策における主な課題

(1) 安定ヨウ素剤の配布体制について

① P A Z における配布体制の整備

- 事前説明会の開催方法に係る具体的手続きについて調整、検討が必要である。
- 事前配布後の管理方法（誤服用、紛失時、住民転出入時、期限切れ更新手続き等）について検討が必要である。
- 安定ヨウ素剤に係る相談体制の整備（配布手続き相談、医学的相談等）に係る検討が必要である。
- 事前配布を受けていない者への緊急配布体制の整備（服用指示等通信連絡体制、配布方法、配布場所、人員配置、乳幼児向け製剤の準備等）に係る検討が必要である。

② U P Z における備蓄、配布体制の整備

- 緊急配布体制の構築（服用指示等通信連絡体制、配布方法、配布場所、人員配置、乳幼児向けの安定ヨウ素剤の準備等）に係る検討が必要である。
- 服用不適切者、慎重投与対象者を予め把握しておく方法等について検討が必要である。

③ その他

- 副作用発生時の対応、補償問題について整理、検討が必要である。
- 平時における安定ヨウ素剤に係る広報啓発について検討が必要である。

(2) スクリーニング、除染等の実施体制について

- 検査実施場所を設定する際の基本的考え方についての整理、検討が必要である。
（検査目的、避難経路を考慮した検査場所の設定等）
- 目的に応じた検査等の実施方法について整理、検討が必要である。
2 段階での検査手法の検討（避難退域時検査⇒スクリーニング検査）
- 検査の実施に係る具体的手法（役割分担、会場設営、検査手順、要員の確保、資機材の手配、検査手順、除染方法、排水・廃棄物等の管理方法等）
- スクリーニングチーム派遣機関等との連絡、調全体制の確立が必要である。

2 被ばく医療対策におけるこれまでの検討状況

(1) 安定ヨウ素剤の配布体制について

① P A Zにおける事前配布について

事前配布説明会場としてP A Z内で会場を設定する方向で整理した。

② U P Zにおける緊急配布体制等について

避難対象区域において、迅速かつ適切に配布できるよう備蓄場所について検討を行い、基本的に関係市町村庁舎内等の保管管理に適した場所において分散備蓄していくこととして整理した。(現在は、むつ保健所、原子力センター及び東通オフサイトセンターに保管している。)

(2) スクリーニング、除染等の実施体制について

避難退域時検査については、原子力災害対策重点区域外の移動に問題ないことを確認するために、避難経路に面し、重点区域の境界周辺において実施する方向として整理した。(別紙)

スクリーニング検査については、避難退域時検査を経た後、広域避難先の避難所に隣接して設置される救護所において、被ばく医療の提供を判断するための検査として実施していくこととして整理した。

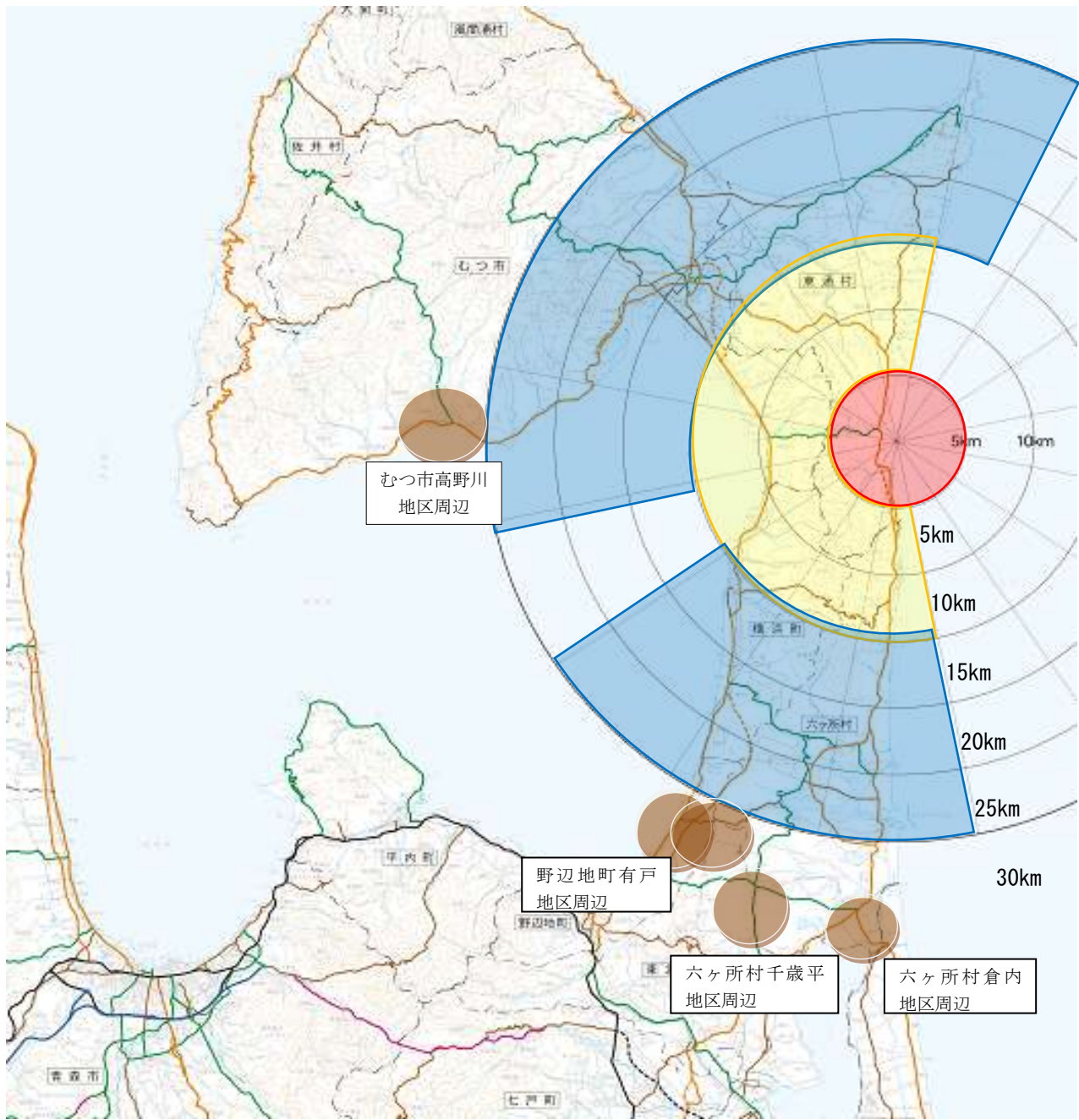
3 医療機関、社会福祉施設等の避難計画における主な課題

- 医療機関等が作成することとなる避難計画は、市町村全体の避難計画と整合がとれていなければならないので調整する仕組みが必要である。
- 避難元の医療機関等の入院患者等の人数が、避難先である青森市と弘前市の受入能力を超える場合の対応について検討する必要がある。
- 避難元が所有する車両を活用しながら、どのように移送手段を確保するのかについて検討する必要がある。
- 医療従事者や施設職員等が、放射線に関する勉強会に参加する等して知識を身につけていくことも必要である。

4 医療機関、社会福祉施設等の避難計画におけるこれまでの検討状況

- 事務局（健康福祉政策課）において「医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン（素案）」を作成し、検討部会の中で検討を行った。
- 避難元の医療機関等における避難者等の状況や、避難先となる青森市及び弘前市に所在する医療機関等における避難者受入の可否等について調査を実施した。今後、調査結果をとりまとめ、抽出された課題等について検討を行う。

避難退域時検査実施検討地域



● 避難退域時検査実施検討地域